

若松保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名称	一般社団法人あしたの森
代表者氏名	代表理事 湯本浩彦
所在地	静岡市葵区若松町66
電話番号	054-271-6602
設立年月日	令和4年10月3日

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・保育の必要性の認定を受けた乳幼児を静岡市から委託されて保育を行う。 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う。(一時保育事業)
運営方針	①明瞭・正確・公正であること。 ②温故知新かつ積極的に時代の変化に対応する保育を行うこと。 ③利用者サービス向上及び職員の処遇向上を目指すこと。
保育の理念	別紙 若松保育園の理念と方針 参照
保育の基本方針	
保育の目標	

3 施設の概要

施設の種類	認可保育所
施設の名称	若松保育園
開設年月日	昭和28年5月1日
施設の所在地	静岡市葵区若松町66
連絡先	電話番号 054-271-6602
	FAX番号 054-271-6656
事業所番号	16静福保第1642号
管理者	園長 湯本浩彦
利用定員	満3歳以上の児童【2号】 54人 満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 30人 満1歳未満の児童【3号】 6人
職員数	28人
嘱託医	静岡厚生病院小児科 田中敏博 塚田歯科医院 塚田光弥

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜から土曜まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後18時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※午後18時から午後19時までの範囲内で延長保育を実施
	保育短時間認定	午前8時30分から午後16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間 ※午前7時から午前8時30分まで及び午後16時30分午後19時までの範囲内で延長保育を実施

※運動会当日終了後の保育、生活発表会当日終了後の保育は非常に困難であるために皆様の最大限のご協力をお願いいたします。また、卒園式当日はやむおえない事情の方の保育は実施しますが、できれば職員全員で卒園児を送らせて頂ければ幸いです。

※保育短時間認定で勤務時間等で恒常的に延長保育料が発生してしまう場合は園長におご相談ください。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	802.6 m ²	
建物	構造	木造平屋一部二階建て一部鉄骨	
	延床面積	466.5 m ²	
屋外遊技場	面積	336.1 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	6	255.123 m ²
	調乳室	1	8.05 m ²
	職員室	1	30.525 m ²
	手洗い室	1	20.598 m ²
	洗濯室	1	1.017 m ²
	廊下	1	28.168 m ²
	給食室	1	12.325 m ²
	事務室	1	9.9 m ²
	応接兼職員休憩室		13.2 m ²
	その他		87.594 m ²

6 職員の状況(令和6年4月1日予定)

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1	有資格1名		
副園長	1	有資格1名		
主任保育士	1	有資格1名		
保育士	9	有資格9名	10	有資格10名
子育て支援員			3	有資格3名
栄養士				
調理員	2	有資格2名	1	有資格1名

※本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

※本園の給食献立は静岡市の管理栄養士が作成しているため、栄養士の配置は基準外となります。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1)保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2)毎日の保育の流れ

別紙「園生活の一日の流れ」参照

(3)食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源になる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。産地を確認し旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応をとります。
※アレルギー等とは、例えば「疾患により医師から食事制限の指示がある」「宗教上の理由で豚肉は食べない」等の理由です。「虫歯にさせたくないから甘味を制限したい」等の理由においては保育園での対応をお断りしています。医師の指示のないダイエット目的の制限は、おかわりの範囲内ではお受けすることがあります。	

(4)健康診断

①小児科検診

年2回、嘱託医が検診します。
結果について医師からのご意見があるときには連絡帳等でお知らせします。

②歯科検診

年2回、嘱託歯科医が検診します。
結果について虫歯等があるときには園から手紙でお知らせします。

③身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。
結果については0歳児は連絡帳、1歳以上児は、出席帳に記載します。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1)に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額
給食費	3歳児以上	4,500 円
絵本代	2歳児以上	400 円前後
道具代 被服費	別紙「各年齢別新年度用品購入表」参照	
保護者会費 注1)	兄弟姉妹一人目	300 円
	二人目以降	各200 円

※上記のほか、親子遠足の保護者の交通費等については、随時お知らせします。

注1)保護者会費は保護者会の会計であり、保育園が徴収する費用ではありませんが参考として表示いたします。

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分	30分毎に100円
	午後4時30分から午後6時まで	30分毎に100円
	午後6時から午後6時45分まで	100円
	午後6時45分から午後7時まで	100円
保育標準時間認定	午後6時から午後6時45分まで	100円
	午後6時45分から午後7時まで	100円

※時間の記録時に発生する誤差や駐車場の混雑による遅れを考慮して5分の遅れはカウントしませんが、それ以降の遅れは確実にカウントさせていただきます。また、時間は園の時計で判断させていただきます。

注)保育短時間認定の午前の延長保育については上記「遅れ」を「時間より早く登園」と読み替えてください。

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
保険の種類	保育所の損害補償	
保険の内容	1事故につき	最大7億円
	1名につき	最大1億円

12 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先	追手町消防署
	届出日	令和5年6月5日
	防火管理者	園長 湯本浩彦
防災設備	自動火災報知機、消火器	
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施	

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 湯本浩彦
-------------	---------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	副園長	湯本玉恵
	主任保育士	植田靖恵
苦情解決責任者	園長	湯本浩彦
第三者委員	元民生児童委員	村松直子
	主任児童委員	永井滋子
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

※第三者委員の連絡先については、園内掲示の「ご意見・ご要望・苦情等の受付について」のお知らせをご覧ください。

※本重要事項説明書に記載の事項を変更した時には、速やかに本園利用保護者の皆様にお知らせして、必要に応じて同意をいただくこととします。

令和6年3月
園長 湯本浩彦

保育の理念

若松保育園は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行う。

保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日々、保護者や地域社会と力を合わせ、児童福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

なお、児童の福祉のために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の養護及び教育のために知識の修得と技術の向上に努め、家族援助のために社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

保育の基本方針

保育方針は、「保育所保育指針」に依拠する。

職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、子どもの命・健康の保護及び人権の尊重を第一義とする。

また、児童の最善の幸福のために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

子どもの生命、心身の健康を守ることを最優先に考え、目を離さない保育・耳を傾ける保育・行動する保育を実践する。

1. 子どもの命・健康の保護及び人権の尊重を第一義とする。
2. 家庭との協力関係の下に家庭養育の補完を行う。
3. 子どもが情緒の安定した生活の中で活発に行動し、自己を十分に発揮しながら、健康な身体と豊かな人間性を獲得していける環境を用意し、その維持と改善に努める。
4. 保育に関する要望・意見・相談等に対しては真摯に向き合い、地域や家庭との相互理解を深め、公的施設としての社会的責任を果たす。

保育の目標

育てからだ！輝けこころ！

《元気な子ども》

- 歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ
- 健康で十分な発育ができるよう薄着の習慣を身につける
- 運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける
- くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む

《仲のよい子ども》

- 積極的に遊びや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う
- 相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる

《身近処理のできる子ども》

- 食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣をくり返し自立の芽生えを養う
- 身のまわりの簡単なことは、自分で処理する力を育む

《考える子ども》

- 生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う
- 自然の世界に多くふれ、豊かな体験を通して自分なりに物を見たり、感じたり考えたりして、豊かな感性と創造性の芽生えを培う
- 自然に対する知的興味や関心を育て、思考力、認識力を培い、科学的に観察する力を養う


園生活の1日のながれ




乳児(3才未満)

幼児(3才以上)



開所 午前7:00
登園開始 7:15

8:00
視診 8:30

朝のおあつまり 9:00
おやつ 9:30
主活動

先生やお友だちと年齢に合った好きなあそびを楽しみます。さんぽ・水遊び・外気浴・園庭での遊びもします。

昼食 11:00

11:30
午睡 12:00

12:30
12:45
1:00

目覚め 2:00
おやつ 2:30

降園開始 4:00

5:00

6:00

降園終了 6:45
閉所 午後7:00



先生やお友だちと年齢に合った好きなあそびを楽しみます。園庭・室内で自由にあそびながらお迎えを待ちます。

開所
登園開始

8:00
視診

朝のおあつまり
主活動

園庭で運動・プール・創作・本読み・さんぽ・リズムあそびなど予定された活動を行います。

当番の活動
給食の準備をします。
昼食

午睡準備(夏季)
午睡(夏季)

午睡のない期間は主活動又は自由遊び。
目覚め(夏季)

おやつ
各クラスでの活動

降園開始

園庭・室内で好きな遊びをしたり、紙芝居・絵本・ビデオなどを楽しみます。

降園終了
閉所

